

○環境省告示第 号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項及び第二項の規定に基づき、河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件（平成二十一年三月環境省告示第十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年 月 日

環境大臣 浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよう改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後					改 正 前				
別表第 4 （告示別表 2 の 1 の(2)のイ関係）					別表第 4 （告示別表 2 の 1 の(2)のイ関係）				
政令別表の一に掲げる水域	水 域	該当類型	達成期間	指定日	政令別表の一に掲げる水域	水 域	該当類型	達成期間	指定日
(略)					(略)				
12 相模川水系の相模川（桂川を含む。）	相模ダム貯水池（相模湖）（全域）	湖沼Ⅱ	ニ（※）	令和 7 年 ● 月 ● 日	12 相模川水系の相模川（桂川を含む。）	相模ダム貯水池（相模湖）（全域）	湖沼Ⅱ	ニ（※）	令和 3 年 4 月 1 日
	(※) 当分の間の暫定目標 全窒素 0.97mg/L 全磷 0.074mg/L					(※) 令和 7 年度までの暫定目標 全窒素 1.0mg/L 全磷 0.080mg/L			
	城山ダム貯水池（津久井湖）（全域）	湖沼Ⅱ	ニ（※）	令和 7 年 ● 月 ● 日		城山ダム貯水池（津久井湖）（全域）	湖沼Ⅱ	ニ（※）	令和 3 年 4 月 1 日
	(※) 当分の間の暫定目標 全窒素 0.92mg/L 全磷 0.037mg/L					(※) 令和 7 年度までの暫定目標 全窒素 1.0mg/L 全磷 0.042mg/L			
(略)					(略)				
19 江の川水系の江の川	土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）	湖沼Ⅱ	ニ（※）	令和 7 年 ● 月 ● 日	19 江の川水系の江の川	土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）	湖沼Ⅱ	ニ（※）	令和 3 年 4 月 1 日
	(※) 当分の間の暫定目標 (削る) 全磷 0.017mg/L					(※) 令和 7 年度までの暫定目標 全窒素 0.43mg/L 全磷 0.018mg/L			
(略)					(略)				